

お取引先に守っていただくこと

2021年10月1日改正

日本原燃株式会社

資 材 部

はじめに

本書は、日本原燃株式会社が発注する、機器・装置および資材等（以下「物品」と言います。）の購入・賃貸借、物品等の輸送、工事請負（以下「工事」と言います。）ならびに業務委託（以下「委託」と言います。）の契約手続に参加いただくお取引先に、あらかじめご理解のうえ遵守していただく事項および契約手続の概略をまとめたものです。

当社は原子燃料サイクルの事業者として、人身の安全、施設事故の防止、公害の防除および環境保全、法令・規則等の遵守、施設の安全性および信頼性の確保につき、重大な社会的責任を負っています。

お取引先には、当社との取引において当社の社会的責任の一端を担うものであることを十分に認識されたうえで契約手続に参加いただき、下請負者を含めた契約に関わる全ての関係者が同じ認識のもとに法令・規則および仕様書等の契約関係書類の定めを遵守することを約束していただきます。

取引上の基本事項

○ 法令の遵守

当社は、全ての関連法規およびそれらの精神を遵守するとともに、お取引先にもこれらを守っていただきます。

○ 取引にあたって重視すること

当社は、取引に際して以下にあげる事項を重視し、これら事項とお取引先の経営状況、既設設備（業務）との整合性、経済合理性などを総合的に勘案し、公正にお取引先を選定します。また、見積依頼は、原則として複数の見積依頼先による競争見積を基本としています。

“品質の良いものであること”

品質、性能が当社の要求する水準を満たし、かつ、それが合理的な期間保持される、信頼性のあるものでなければなりません。また、形状、構造、システムの操作性がよいものであると同時に、周辺機器・設備等との連携も十分図りうるものでなければなりません。

“安全なものであること”

使用および操作にあたって、安全性が確保されていなければなりません。また、製造、施工および作業の工程において、適切な安全管理により事故を未然に防止するとともに、環境に対し悪影響を及ぼさないよう、十分な対策が講じられなければなりません。

“価格が適正であること”

価格については仕様、品質、製造・工事期間および市場価格動向に照らし、適正かつ合理的なものでなければなりません。

また、お取引先の積極的で継続的な価格低減活動を期待します。

“納期が守られること”

納期（工期）は、厳守されなければなりません。

“アフターサービス”

製品の使用に伴って必要となる保守・修理等のサービス（情報提供等含む）や緊急時における必要部品、技術的援助を迅速に提供いただける体制が保持されていなければなりません。

○ 当社は、お取引先との相互信頼関係を築くことをめざしています。

当社は、公正な取引を通じて、お取引先との信頼関係を築くとともに、相互の発展を図りたいと考えています。このため、お取引先に対し公正かつ誠実に対応するとともに、お取引により得られた機密情報を承諾なく他へ漏らすことはいたしません。

同様にお取引先にもこれを守っていただきます。

目 次

I. お取引先に守っていただくこと	
<契約の履行>	4
<関係法令の遵守>	4
<安全確保および環境保全>	4
<品質保証>	4
<事故または不適合の報告>	4
<教育>	4
<下請負者の管理>	5
<反社会的勢力の排除>	5
<地域社会との信頼関係>	5
<機密の保持>	5
<当社に対する損害>	5
<第三者の損害>	5
<契約不適合責任および期間>	6
<契約図書の疑義>	6
II. 標準的な調達手続の概要	
1. 契約手続の開始	6
2. 見積依頼先の選定	6
3. 見積依頼および見積書の提出	6
4. 価格と契約先の決定	7
5. 契約の締結	7
6. 契約条件	7
7. 納入（竣工、完了）・検査・支払	7
III. 契約条件	
1. 購買、工事請負、業務委託	7
2. 売却、譲渡契約	7
IV. 添付資料	7
V. 問い合わせ窓口	8

I. お取引先に守っていただくこと

当社と取引を行ううえで、お取引先（下請負者を含む）には原則、添付の共通仕様書および契約条件を遵守していただきます。また、特に遵守いただきたい事項は、次のとおりです。

受注後はもちろんですが、契約手続に参加される場合においても、内容を十分に熟知し、遵守いただくようお願いいたします。

< 契約の履行 >

お取引先は、受注後の個別件名仕様書等（安全管理仕様書、放射線管理仕様書、品質管理（保証）仕様書、その他添付書類（以下「契約図書」という。））に定める事項を遵守するとともに信義に従って誠実に契約を履行しなければなりません。

< 関係法令の遵守 >

お取引先は、契約の履行にあたって諸法令、諸基準および官公署の許認可条件・指示事項等の他、当社が定める仕様書等について、これを熟知し遵守（準拠）しなければなりません。

< 安全確保および環境保全 >

お取引先は、契約の履行にあたって法令等の安全基準や当社仕様書で定める安全管理および放射線管理等に関する記載事項を十分に理解するとともに、これを遵守して事故や災害の絶無を期さなければなりません。

また、法令等および当社仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、事前に十分検討し、周辺地域の環境保全に努めなければなりません。

< 品質保証 >

お取引先は、契約の履行にあたって、製品が当社の要求する仕様の全てを満足し、かつ、信頼性のあることを保証しなければなりません。

また、当社が仕様書で定める品質保証に関する規定を遵守し、品質保証に万全を期していただきます。

< 事故または不適合の報告 >

お取引先は、契約の履行中（履行後含む）において、当社の損害、事象の度合いに係わらず、以下の事項を認識（疑いを含む）した場合、直ちにその内容を当社（調達室および実施主管箇所）に報告するとともに、迅速かつ適切な対応に努めなければなりません。

- ・ 事故、労働災害、不具合事象
- ・ 不適切行為※1
- ・ 契約違反、法令違反または不祥事等

※1… 製品、設備および役務、法令および公的規格等、仕様書、当社の承認を得た計画、要領および手順等において規定の機能・活動を維持できなかったこと、または逸脱すること。

< 教育 >

お取引先は、契約の履行にあたって、当社仕様書において定める教育内容のほか、必要な教育・訓練を作業関係者に対して実施しなければなりません。

なお、当社事業の安全・円滑な操業にとって重要な取引を行うためには、品質保証、コンプライアンス（法令・規則等の遵守）および安全文化に関する教育を計画的に実施していただく必要が

あります。

<下請負者の管理>

- ・ お取引先は、あらかじめ書面により当社の承認を受けた場合を除いて、契約履行の全部もしくは重要な部分を一括して第三者に委任し、または下請させてはなりません。
なお、当社の承認を受けて委任し、または下請させる場合であっても、お取引先は一切の責任を負うものとします。
- ・ お取引先は、下請負者に対して、当社の要求事項を適用させるための具体的な管理方法（情報伝達、履行確認を含む）を明確にし、確実に管理しなければなりません。
- ・ お取引先は、下請負者がさらに外注先および協力会社等を選定する場合においても、前項の管理が確実になされるための措置を講じなければなりません。
- ・ 下請負者の選定にあたっては、必要に応じて下請会社の「使用及び納入実績」、「技術能力」、「品質保証体制」、「経営状態」、「品質保証、コンプライアンス及び安全文化に対する取組状況」が、当社の要求する品質に適合する製品または役務を供給し得るか、適正な評価を実施しなければなりません。

<反社会的勢力の排除>

- ・ お取引先は、反社会的活動もしくは行為を行う者を業務に従事させてはなりません。
また、反社会的活動もしくは行為を行う者に契約履行の全部もしくは一部を委任し、または下請けさせてはなりません。
- ・ お取引先は、業務に従事している者もしくは委任または下請けした者が、反社会的活動もしくは行為を行う者であると判明した場合、速やかに排除の措置を講じるものとし、排除できない場合において当社から取引のすべてを解除されても異議を唱えられないものとします。
- ・ お取引先は、契約履行において、反社会的活動もしくは行為を行う者の不当介入を受けないように努めなければなりません。
万一不当介入を受けたときは、直ちに当社に報告し、不当介入を排除し被害防止のための対応等について協議するものとします。

<地域社会との信頼関係>

お取引先は、契約の履行にあたって、地域社会との良好な信頼関係の維持確立に努めなければなりません。

また、地元関係者から苦情があり、お取引先が対応すべき場合は、誠意を持ってその解決に当たるとともに、係る事実が発生した場合、速やかに当社に報告しなければなりません。

<機密の保持>

お取引先および当社は、あらかじめ書面により相手方の承認を受けないかぎり、この契約成立の前後を問わず本契約に関する機密を第三者に漏らしてはなりません。

<当社に対する損害>

契約の履行にあたって、お取引先の責任により、当社に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

<第三者の損害>

お取引先は、契約の履行にあたって第三者に損害を与えたときは、自らの責任と費用においてすべての損害を賠償しなければなりません。

< 契約不適合責任および期間 >

目的物の検収後、目的物の種類、品質または数量に関して契約への不適合があるときは、当社が検収していても、お取引先は不適合に対し責任を負うものとします。

この期間については、別添契約条件記載のとおり期間としますが、当社仕様書その他添付書類にて別に定めている場合には、その期間とします。

ただし、不適合がお取引先の故意または重大な過失による場合は、このかぎりではありません。

< 契約図書の疑義 >

お取引先は、次の場合は、ただちに当社に報告しなければなりません。

- ・ 契約図書の記載が明確でないとき、または交互に符合しないとき、あるいは誤謬・脱漏があるとき。
- ・ 契約図書の記載が適切でないとき、あるいはその内容に疑義があるとき。
- ・ 契約図書が諸法令に照らし不相当または矛盾していると判断されるとき。
- ・ 工事等の現場の制約などについて、契約図書に示された契約履行条件が実際と相違するとき。
- ・ 当社の指図が適当でないと判断されるとき。

II. 標準的な調達手続

発注は、当社が選定したお取引先に対し、物品・工事等の仕様、その他見積に必要な事項を通知し、その見積価格を見積書に記載して提出していただき、所定の手続を経て契約を締結することにより行います。

1. 契約手続の開始

物品、工事、業務等の仕様については、それらを使用する部門が決定します。

資材部は、それらの部門からの契約請求に基づいてお取引先との契約手続を開始します。

ただし、一定条件の範囲については、使用する部門が契約手続を開始します。

2. 見積依頼先の選定

当社は、品質、安全、価格、納期（工期）、アフターサービス、技術能力、既設設備との整合性、経営状態、経済合理性などを総合的に勘案し、見積依頼先を選定します。

また、原則として複数の見積依頼先による指名競争見積を基本としていますが、特許、研究開発との関連、既設設備との整合性、緊急を要するなどの理由により、特定のお取引先に特命で見積依頼を行う場合があります。

なお、事前に見積依頼先選定のための必要書類を提出いただく場合があります。

3. 見積依頼および見積書の提出

見積依頼先として選定されたお取引先に対して、原則として見積依頼書に当社の要求品質等を記載した仕様書を添付し、見積書（見積仕様書の他、見積依頼時の技術審査用図書が必要な場合は、これを含む）の提出を依頼しますので、この場合は所定の提出期限までに提出していただきます。

見積書および見積仕様書等の図書は提出期限までに提出され、かつ原則として当社の要求す

る見積条件および仕様を満たしている場合に有効となります。

4. 価格と契約先の決定

当社は、第1順位見積者と価格交渉を行い、合意した後、契約先として決定します。価格交渉が成立しない場合は、交渉不成立を確認のうえ、契約予定者を変更する場合があります。

5. 契約の締結

契約は、当社があらかじめ定めた注文書および注文請書によることを原則としますが、必要に応じて契約書を作成する場合があります。

なお、一定の条件における資材部以外の主管部署との直接契約（以下「簡易契約」という。）の場合は、注文書のみ送付（押印および契約条件の添付を省略）し、注文請書の受領を省略させていただきますが、必要に応じて発行は可能です。また、簡易契約を除き、資材部との契約においては、見積依頼書、注文書の発行および見積書の提出を電子取引として対応可能ですので、希望される場合は、資材部の契約窓口または資材管理Gまで連絡願います。

6. 契約条件

「Ⅲ. 契約条件」に記載の内容を標準的な契約条件とします。

7. 納入（竣工、完了）・検査・支払

当社は、納入された物品、竣工された工事、完了した業務等が当社の要求に合ったものであるかどうかを確認・検査します。契約代金は、原則として引渡し完了した月の翌月の発注者の所定の支払日に支払います。ただし、物品の製作、工事等が長期にわたるものなど、特別な事情がある場合には、スケジュール払い、出来高払等別途支払方法を定める場合があります。

Ⅲ. 契約条件

1. 購買、工事請負、業務委託

当社は、個別の契約において、基本的に別添の契約条件を契約書類に添付し、契約を締結しますが、契約条件の改正を行なった場合は、その時点で最新の契約条件を用います。ただし、契約変更の場合は原則、当初契約の契約条件を用います。また、次の点に留意してください。

(1) お取引先が契約条件の内容変更を希望する場合は、見積書に記載または契約締結前までに意思表示してください。

(2) 契約条件の内容変更を必要とする場合、双方協議のうえ、決定するものとします。

2. 売却、譲渡契約

当社は、個別の契約において、基本的に別添の契約条件を契約書類に添付し、契約を締結しますが、契約条件の改正を行なった場合は、その時点で最新の契約条件を用います。ただし、契約変更の場合は原則、当初契約の契約条件を用います。また、次の点に留意してください。

(1) お取引先が契約条件の内容変更を希望する場合は、見積書に記載または契約締結前までに意思表示してください。

(2) 契約条件の内容変更を必要とする場合、双方協議のうえ、決定するものとします。

Ⅳ. 添付資料

1. 共通仕様書
2. 契約条件

3. 契約条件（売却、譲渡契約）

V. 問い合わせ窓口

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

日本原燃株式会社 調達室 資材部

住 所： 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付4番地108

T E L： 資材管理グループ 0175-71-2305

（調達戦略グループ 0175-71-2772）

（調達第一グループ 0175-71-2306）

（調達第二グループ 0175-71-2307）